

項 目	内 容
1. 商品名	インターネット外貨定期預金（自動継続・オープン型）
2. 販売対象	日本国内に居住する個人（20歳以上）のお客さまで、しずおか個人インターネットバンキングをご契約の方。 *当金庫がお客様の適合性を確認した結果、お客様のご意向に添えない場合がございます。
3. 預金保険	外貨定期預金は預金保険の対象外です。
4. 通貨種類	米ドル、豪ドル、ユーロ
5. 期間	1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年 自動継続方式（元利継続型）のみ 自動継続方式（元利継続型）：利息を元金に加えて前回と同一の期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。
6. お預け入れ単位	1,000通貨単位型…1,000通貨単位以上5,000通貨単位未満1補助通貨単位 （円貨指定の場合、米ドルは11万円以上～55万円未満、 豪ドルは9万円以上～45万円未満、 ユーロは14万円以上～70万円未満） 5,000通貨単位型…5,000通貨単位以上～50,000通貨単位以下1補助通貨単位 （円貨指定の場合、米ドルは55万円以上～550万円以下、 豪ドルは45万円以上～450万円以下、 ユーロは70万円以上～700万円以下）
7. 利息	
（1）適用利率	市場金利の動向に応じて決定します。お預け入れ日の利率が満期日まで適用される固定金利です。
（2）利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
（3）計算方法	付利単位を通貨単位（米ドルの場合1ドル）とし、1年を360日とした日割り計算により算出します。
（4）課税方法	①利息 20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 （マル優のお取り扱いはできません。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ②為替差益・差損 為替差益は雑所得として確定申告が必要となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、給与所得・退職所得以外の他の所得に為替差益を含めた額が、年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は他に雑所得がある場合、雑所得の範囲内に限り差引計算ができます。

	<p>※くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</p>															
(5) 金利情報の入手方法	外貨インターネットバンキングサービス内よりご参照ください。															
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>円預金からのお振替に際し、以下の適用相場を適用いたします。(下記手数料には消費税等はかかりません。)</li> </ul>															
(1) 円貨からお預け入れ	為替手数料(1米ドルあたり50銭、1豪ドルあたり2円、1ユーロあたり90銭)を含んだ為替相場である当金庫所定のTTSレートを適用															
(2) 円貨への払戻	為替手数料(1米ドルあたり50銭、1豪ドルあたり2円、1ユーロあたり90銭)を含んだ為替相場である当金庫所定のTTBレートを適用															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご本人名義のインターネット外貨普通預金からの振替は手数料がかかりません。</li> </ul>															
9. 満期時の取り扱い	<p>自動継続を中止する場合は、満期日の2営業日前までに手続きが必要となります。</p> <p>元利金の入金先はお客様の指定する円預金サービス利用口座(代表口座を含みます。)もしくはインターネットバンキング外貨普通預金への全額振替とします。(一部解約および元利金の入金先を分けることはできません。)</p> <p>外貨定期預金の満期日当日解約、中途解約、ならびに為替予約を締結しての満期解約はサービスの対象外です。これらの取引をご希望の際は、「契約締結前交付書面」、代表口座のお通帳、ご本人確認書類、お届印(個人インターネットバンキングサービス)のお届印と共通)を持参のうえ取引店へご来店ください。</p>															
10. 重要事項について	<ul style="list-style-type: none"> <li>為替相場変動によるリスクがあるため、利息を含むお受け取り円貨額が、お預け入れ時の円貨額に満たない(元本割れ)ことがあります。</li> <li>お預け入れ時にはTTSレート(電信売相場)、お引き出し時にはTTBレート(電信買相場)を適用します。TTBレートの方がTTSレートより、米ドルは1円、豪ドルは4円、ユーロは1円80銭安いいため、為替変動がない場合でも、この適用相場の差が為替差損となり、ご負担が生じます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">TTSレート：お客さまが円を外貨に交換するときの換算相場です。</p> <p style="text-align: center;">TTBレート：お客さまが外貨を円に交換するときの換算相場です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット支店専用口座からの振替による新規契約等のお取扱いはできません。</li> </ul>															
11. 付加できる特約事項	ございません。															
12. 中途解約時の取り扱い	<p>中途解約は原則としてお受けできません。ただし、当金庫がやむを得ないものと認めて、中途解約する場合は、解約日の当該通貨の普通預金利率を適用します。</p> <p>また、別途市場実勢に応じた手数料がかかる場合があります。</p>															
13. その他参考事項	<p>お取引時間帯は次の通りです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>取引内容</th> <th>平日</th> <th>土曜日</th> <th>日曜日</th> <th>祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>即時</td> <td>*相場公表～14:30</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>予約</td> <td>0:00～*相場公表 (月曜日は7:00～) 14:30～24:00</td> <td>0:00～22:00</td> <td>8:00～24:00</td> <td>0:00～24:00 (月曜日は7:00～)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*相場公表…米ドル：10時、ユーロ・豪ドル：11時、同通貨取引：7時</p>	取引内容	平日	土曜日	日曜日	祝日	即時	*相場公表～14:30	—	—	—	予約	0:00～*相場公表 (月曜日は7:00～) 14:30～24:00	0:00～22:00	8:00～24:00	0:00～24:00 (月曜日は7:00～)
取引内容	平日	土曜日	日曜日	祝日												
即時	*相場公表～14:30	—	—	—												
予約	0:00～*相場公表 (月曜日は7:00～) 14:30～24:00	0:00～22:00	8:00～24:00	0:00～24:00 (月曜日は7:00～)												

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・為替相場の急激な変動により取扱いを中断する場合があります。</li> <li>・新約のお取引後、当金庫より郵送で「契約締結時交付書面」を送付いたします。なお、「契約締結前交付書面」に関しましては外貨インターネットバンキング画面上での確認となります。</li> <li>・この預金は、当金庫所定の方法により端末画面上に表示することとし、通帳、証書および取引計算書は発行いたしません。この預金の残高、通貨、約定金利、預入期間、満期日等の取引明細等は、インターネットバンキングサービスの外貨取引状況表よりご確認ください。満期日前に「満期のお知らせ」を送付します。</li> <li>・お預け入れ後、満期日の2営業日前までは、満期時の為替レートを予約し受取円貨額を確定させることができます。（この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります。）</li> <li>・満期日以後、解約お手続きまでの利息は解約日における当該通貨の外貨普通預金利率により計算します。</li> </ul>
14. 当金庫が対象業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
15. お問い合わせ先	各本支店の店頭または市場金融部外為担当（054-247-1432）までお問い合わせください。
16. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、静岡県弁護士会（電話：054-252-0008）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または一般社団法人静岡県信用金庫協会（9時～17時、電話：054-255-5530）にお申し出ください。お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul>